アメリカ合衆国における ホームスクーリングと税控除政策の動向

西村史子

はじめに

1964 年にジョン・ホルト(John C. Holt 1923–1985)の "How Children Fail?" (邦訳『教室の戦略』)が出版されて以降⁽¹⁾、アメリカ合衆国での既存の学校教育制度に対し不満を持ち、子女の就学を忌避し、家庭で専ら保護者により教育を行うとするホームスクーリングは、左派右派を超えて多くの支持を得、1983 年のホームスクール法的防御協会(HSLDA: Home School Legal Defense Association)の設立とその積極的な法廷活動によって、1993年には全米 50 州で合法化されている (2) 。

ホルトの生前には、レイモンド・ムーア(Raymond S. Moore 1916–2007)との協調路線から、教育的見地と宗教的な立場からホームスクーリングを実施する家庭への情報提供や学習方法の助言などの支援が、両者の精力的な講演会活動やホルトの発行していた雑誌 "Growing without Schooling" などを通じて全米レベルで行われていた。しかし彼の死後、1970 年代からのキリスト教右派勢力の台頭、グレッグ・ハリス(Gregg E. Harris 1952–)の登場とワークショップ、ムーアの求心力の衰えが相俟って、ホームスクーリングを選択するのは、政治的にも宗教的にも保守的なキリスト教信者といった層が増えていったとされる③。

しかしながら、例えば 1993 年に実施されたフロリダ州教育委員会の調査結果では、ホームスクーリングの選択理由は、それまで第一位が「宗教的な理由」だったのが、「公立学校への不満」に取って代わられた⁽⁴⁾。 2002, 2006, 2011 年度の国勢調査(NHES: National Household Education Surveys)でも、第一位の理由が「既存の学校の環境への心配」であり、第三位「既存の学校の学習指導への不満」、第四位「宗教教育の希望」となっていて全国的な動向である。直近の同調査では、宗教教育を理由とする保護者が減じて、「学習指導への不満」が順位を上げている。すなわち、公立学校の教育力、達成される学力への不満が、親をホームスクーリングへと向かわせていることも顕著となっている⁽⁵⁾。加えて、1990年代後半以降、全米のスペリングコンテストや地理コンテストなどでホームスクーリングを受けた子ども達が1位をはじめ上位入賞を果たし、各州の統一学力テストでの成績は平均よ

り高いことが示されて、いわば高い学力の達成が可能であるという観点からも多様な支持者 を集めているとの指摘もある⁽⁶⁾。

アメリカ連邦教育省の発表では全米のホームスクール生徒は 2007 年に 150 万人を超え, 2011 年には 177 万人に達して 5-17 歳(k-12 学年)人口の 3.4%になった^(*)。全米ホームスクール研究所(NHERI: National Home Education Research Institute)の調査報告では, 2010 年には 200 万人を超えたと推計されている^(*)。

一方、教育機会の平等をめぐって公立学校の学区間格差の是正や改善の方策として、1980年代からオープンエンロールメント、1990年代からはチャータースクール、私立学校を選択希望の低所得層へは授業料他の経費に充当するバウチャーや税控除を提供するなどの制度が導入されてきた。教育選択の自由は家庭への財政的支援を伴って着実に保障され拡大している。

選択の自由を享受するとはいえ、ホームスクーリングを選択する家庭の所得は、その 4.8 %が年収 3 万ドル未満なのである⁽⁹⁾。2011 年度の全米の公立学校の生徒一人当たりの年間教育費(中央値)は 10,039 ドル、最高はアラスカ州の 25,132 ドル、最低でもユタ州の 6,878 ドルとなっている ⁽¹⁰⁾。これに対し、ブライアン・レイ(Brian D. Ray)の調査によれば、ホームスクーリングの費用は、5 割以上の家庭で生徒一人当たり年間 600 ドル未満であると報告されている ⁽¹¹⁾。保護者であるホームスクーラーへの財政的支援は、私立学校に通学する生徒の保護者に対するバウチャーや税控除政策の導入と同様に、宗教教育への直接の支援とも解され、各州憲法や連邦憲法の政教分離規定への觝触が危惧される。

2014 年度現在、全米では導入順に、ミネソタ州、イリノイ州、ルイジアナ州、インディアナ州の4州が、ホームスクーリングに要した教育費を州所得税の控除費目として認めている。本稿では、この4州におけるホームスクーリングの義務教育制度上の位置づけを確認し、その教育費の税控除が制度化された経緯を整理する。そして、連邦所得税に関わって、ホームスクーリング家庭への財政支援の動向とその可能性を検討する。

1. ミネソタ州の税控除による教育費の軽減

ミネソタ州では1955年から家庭での子女の教育費について州所得税の所得控除(the dependent education expense deduction)を認めている。当初は、被扶養者一人当たり一律200ドルまで、授業料と通学にかかる交通費に限定されていたが、次第に控除枠を広げ、額も増やされた。現在は、私立学校に支払う授業料(tuition)(単位認定される他教育機関履修に必要な授業料含む)、教科書代(事典等の参考書や宗教教育関連書籍は不可)、学用品・文房具代、個人指導(tutoring)の謝金(父母、祖父母、兄弟姉妹へは不可)、音楽レッスンなど放課後の補習(enrichment programs)の受講費用の他、楽器の購入・レンタル費用、教材として使用するコンピュータハードウエアとソフトウエア購入費(上限200ドル)、

正規の授業期間中の通学や修学旅行にかかる交通費(自家用車用ガソリン代除く),入学・ 進級試験の受験料が控除対象である。1997年に税額控除の導入が決定し、翌年度から私立 学校へ授業料等の支払いを除いて、所得控除と同様の教育費用を税額控除できるようになっ た(1971-73年にも実施)。

1987年に、ホームスクーリングが「私立学校(nonpublic school)」に分類されて、実施家庭にも同様の控除が認められるようになった。ただし、既存の学校に就学している生徒の教育環境に照らし、多くの制約がある。例えば、自宅で学校環境を整えるような教具(机やホワイトボードなど)、学校に通常用意されている設備・備品(製作用機械・工具、台所器具、トランポリン、重量挙げ用のもの、プール他のスポーツ関連)の購入費用は控除されない。スポーツクラブや美術館・博物館等の会員料や使用料は不可となっている。PSAT、SAT、ACT等の標準学力試験の受験料も認められない。

所得控除は、k-6 学年の子ども 1 人につき、その費用が 100%認められ、上限は 1,625 ドルである。7-12 学年の子どもがいる場合も、同様に認められ、上限は 2,500 ドルとなる。 2011 年現在、この控除を利用している納税者数は 224,716 人、k-12 学年在籍の子どもがいる世帯の 100%が申告可能で、平均所得控除額は 1157 ドルである。ミネソタ州の州所得税は、5.35、6.60、7.85、9.85%の四段階であるから、子ども 1 人当たり最高で 2,500 ドル×9.85% = 246.25 ドルの還付がある。

税額控除は、授業料と個人指導の謝金以外の教育費用の75%が認められ、子ども1人につき1,000ドル相当まで申告できる。低所得世帯が対象となる。33,500ドルを超える年間収入がある納税者の税額控除は、段階的にその額が減じられる。例えば、子ども1人の世帯で、年間収入が33,500ドル超の場合は4ドルの収入増につき控除額が1ドル分減じられる。よって、37,500ドルに達すると、控除利用枠はゼロになる。子ども2人以上の世帯は、33,500ドル超の場合に4ドルの収入増につき2ドル分の減となる。ただし、子ども3人以上の世帯では、37,500ドルの収入制限が子ども1人につき2,000ドルずつ引上げられる。したがって、3人の子どものいる世帯で控除枠が無くなるのは、39,000ドルの年間収入に到達した場合となる。4人では41,500ドルである。所得控除は非課税世帯には適用されないが、税額控除については、控除額が納税額を超えた場合、その超過分は還付されるしくみとなっている。

2011 年現在,同税額控除を利用している納税者数は 57,331 人,k-12 学年在籍の子どもがいる世帯の 19%が利用でき,平均税額控除額は 273 ドルである。これらの数値は,過去 10 年は横ばいし大きな増減傾向はない $^{(12)}$ 。

2. イリノイ州の教育費税額控除(Tax Credits for Educational Expenses)

イリノイ州では 1950 年の州最高裁のレビセン判決 (People v. Levisen) によって、ホームスクールは私立学校扱いとなった⁽¹³⁾。そのため、1998 年に各家庭に学校教育に関連する

教育費の税額控除を認めた際、同様に利用が可能になった。同州の所得税法(Income Tax Act)が改正され、各家庭は子どもにかかる教育費の 25%を税額控除⁽¹⁾ でき、その上限を 500 ドルにするというものである。イリノイ州に居住、英語で指導される公立学校、認可された私立学校(non public nondiscriminatory school)やホームスクーリング(home school)の k-12 学年の課程に在籍し、確定申告時に 21 歳未満である被扶養者にかかった 費用が認められる。適用範囲は、授業料(tuition)、書籍・教材購入費及びレンタル代、実験や諸活動費用等である。ホームスクーリング生徒の場合、民間施設でのスポーツ教室の費用も授業料として認められる。実験費用(lab fee)については、理科、音楽、語学等の実験・実技に必要な設備・備品・教具等の使用料が含まれる。

一方,認められない費用もある。まずは、学校の授業において消耗品とはならないようなものの購入で、例えば、据付けの教科書、フラッシュカード、掛図、計算機などが挙げられる。年度末以降に、生徒や家族の私有財産になりうるもので、例えば音楽楽器や運動競技用道具・備品がある。学校への通学、実験・実技活動や遠足・修学旅行の際に発生する交通費や旅行費用も不可である。教育課程に合致しない個人指導や課外の学習・お稽古事の費用も同様で、州歳入局の規定により制限されている。

具体的には、最初の 250 ドルを超えた分を税額控除の対象とし、該当する被扶養者全員の教育費用が総額 2,250 ドルに達すれば上限の 500 ドルが控除される。納税額を超過した場合の還付は無い。開始から 10 年で 1.8 倍に申告数は伸び、2011 年現在、該当する子どものいる全ての家庭が利用可能で、2,930,509 世帯が利用している。平均税額控除額は 277 ドルである $^{(15)}$ 。

実は、ホームスクーリングの教育費用として控除対象になる費目が、同じ中西部の近接するミネソタ州とイリノイ州で既に異なっていることが、それぞれの歳入局が公表している僅かなリストからも見て取れる。ミネソタ州で認めている「計算機」や楽器の購入費がイリノイ州では不可とされ、ミネソタ州では認めていないスポーツ教室への支払いがイリノイ州では可とされる(16)。

3. ルイジアナ州の学校教育費控除

(Louisiana School Tuition and Expense Deductions)

所得控除が 2009 年から実施されている。1984 年からホームスクーリングは、就学義務の免除の形態(home study program)あるいは、私立学校(private day school)のいずれかに相当するとして保護者に選択させている。どちらの形態を選んでも、各家庭に控除は適用される。教育費用として認められるのは、被扶養者が公立・私立学校及び公立大学付属学校に在籍であれば、学校に支払う授業料、学校が購入を求めた制服、教科書、教材、学用品である。ホームスクーリングの場合には、購入した教科書や講座等(curricula)が相当する。

子ども 1 人当たりの費用の 50%, 上限 5,000 ドルが認められていたが、2011 年度分から、私立学校に通学の場合は、費用の 100%で上限 5,000 ドルが控除されることになっている。ただし、総額は課税対象となる収入を超えてはならない。2012 年現在で、利用納税者数は 106,549 人、平均控除額は 4,060 ドルである。k-12 学年生徒の世帯の 14%が利用可能となっている。ルイジアナ州の所得税は 2,4,6%の三段階であり、おおよそ子ども 1 人当たり最大 5,000 ドル×6%=300 ドルの還付が期待できる (17)。

4. インディアナ州の私立学校とホームスクーリングの教育費軽減

1904年に州控訴裁のピーターマン判決(State v. Peterman)において、ホームスクーリングは公立学校に代替する教育の機会であると認められ、インディアナ州で制度化された(18)。2011年に、私立学校とホームスクーリングを選択している家庭の教育費軽減を図る所得控除(Private school/homeschool deduction)が導入された。扶養している子どもが、いずれかの教育を受けている場合、一人につき1000ドルまでかかった教育費の控除が認められる。子どもは、インディアナ州の公立学校で k-12 学年の教育を受ける資格があり、年間180日以上の出席が確認される者である。保護者には州教育委員会への届け出、年間180日間の学習指導計画の提出が義務付けられている。授業料、教科書、学校諸経費、コンピュータソフトウエア、個人指導の謝金、文房具・学用品代等である。ただし、コンピュータ本体の購入費は除く。公立学校に通学の子どもにかかる同様の費用は、一切認められない。2014年現在、これを利用しているのは52,149世帯、控除額は1,776ドルとなっている(19)。

5. ホームスクーリングの教育費が税控除を認められる法的根拠

4州の共通する特徴は、まずは控除政策の推進にあたって、次に抜粋するように、州憲法の政教分離規定が、宗教教育、宗派学校や教会への政府資金の補助を禁止するといった程度の文言(ミネソタ州憲法第1条第16項、イリノイ州憲法第10条第3項、ルイジアナ州憲法第1条第8項、インディアナ州第1条第6項)であることが挙げられる(20)。そして、1983年のミュラー判決(Mueller v. Allen)でミネソタ州の私立学校授業料の所得控除が、1999年のカッターマン判決(Kotterman v. Killian)でアリゾナ州での奨学団体への寄付の税額控除が、2001年のグリフィス判決(Griffith v. Bower)でイリノイ州の教育費の税額控除が、2001年のグリフィス判決(Griffith v. Bower)でイリノイ州の教育費の税額控除が、州憲法の政府資金(public fund)に当たらず、連邦憲法修正第1条の国教樹立禁止条項(establishment clause)に觝触しない、合憲であるとの判決が続いたことが制度を支えている(21)。

ミネソタ州憲法第1条第16項「良心の自由 国教や特定の礼拝様式樹立の禁止」

Sec. 16. FREEDOM OF CONSCIENCE; NO PREFERENCE TO BE GIVEN TO ANY RELIGIOUS ESTABLISHMENT OR MODE OF WORSHIP. The enumeration of rights in this constitution shall not deny or impair others retained by and inherent in the people. The right of every man to worship God according to the dictates of his own conscience shall never be infringed; nor shall any man be compelled to attend, erect or support any place of worship, or to maintain any religious or ecclesiastical ministry, against his consent; nor shall any control of or interference with the rights of conscience be permitted, or any preference be given by law to any religious establishment or mode of worship; but the liberty of conscience hereby secured shall not be so construed as to excuse acts of licentiousness or justify practices inconsistent with the peace or safety of the state, nor shall any money be drawn from the treasury for the benefit of any religious societies or religious or theological seminaries.

本州憲法に定める権利は、人民固有の他の権利を否定ないし侵害するものではない。何人もその良心の命じるところにより礼拝をおこなう権利は侵害されない。何人もその意志に反し、特定の礼拝の場に出席、選択し、支援することを強制されないものとする。また、良心の自由に対するいかなる支配も干渉も、国教樹立や特定の礼拝様式を法律により優遇することも認めるものではない。ただし、ここに保障される良心の自由は、不道徳な行為を認める、あるいは州の平和や安全を脅かす行為を正当化すると解釈されるものではない。さらに、いかなる宗教団体や宗派学校(seminaries)の支援にも州庫の資金を引き出すものではない。

イリノイ州憲法第 10 条第 3 項「宗教団体への公金使用の禁止」

SECTION 3. PUBLIC FUNDS FOR SECTARIAN PURPOSES FORBIDDEN

Neither the General Assembly nor any county, city, town, township, school district, or other public corporation, shall ever make any appropriation or pay from any public fund whatever, anything in aid of any church or sectarian purpose, or to help support or sustain any school, academy, seminary, college, university, or other literary or scientific institution, controlled by any church or sectarian denomination whatever; nor shall any grant or donation of land, money, or other personal property ever be made by the State, or any such public corporation, to any church, or for any sectarian purpose.

どの州議会,郡,市,タウン,タウンシップ,学区,他公共団体も,いかなる教会あるいは宗教団体に対する支援のために,あるいは,教会や宗教団体によって統制されるい

かなる学校,アカデミー,セミナリー,カレッジ,大学,他教育や科学機関の維持を支援するために公金から資金を割り当てたり支払いをしてはならない。また,州や他公的機関による一切の補助金,土地,資金や他財産の寄付も教会にしてはならず,宗教的目的でなされてはならない。

ルイジアナ州憲法第1条第8項「信教の自由」

Section 8. No law shall be enacted respecting an establishment of religion or prohibiting the free exercise thereof.

特定の宗教の創設を重視する、あるいは信仰の自由を禁止するいかなる法律も制定されない。

インディアナ州憲法第1条第6項「宗教団体への州補助の禁止」

Section 6. No money shall be drawn from the treasury, for the benefit of any religious or theological institution.

州庫の一切の資金は、いかなる宗教・神学団体の利益のためにも引き出してはならない。

次に、州法規定等でのホームスクーリングの位置づけである。1987 年にミネソタ州では home school を non public school に分類される「学校(school)」に規定し、1904 年にインディアナ州はピーターマン判決を受けて another school、1950 年にイリノイ州はレヴィセン判決により、1984 年にルイジアナ州は州法で private school に分類している。学校と定義づけられることで、ホームスクーリングを実施している家庭は、公立私立学校を問わず就学している子ども達の教育費を税控除の対象とする制度の適用を受けることができるわけである。ただし、前述のようにルイジアナ州は別形態を認めつつ、所得控除を適用可能にしている。

6. ホームスクーリング家庭への連邦所得税控除の創出可能性

実は、これら home school の州法規定での「学校(school)」扱いは、ホームスクーリング家庭へのさらなる財政支援の可能性をもたらしている。2003 年度から連邦政府は、次に示す内国歳入法第62条(IRC Sec. 62)の規定で、K-12 学年を担当する教職員(eligible educator 具体的には教員、指導員、カウンセラー、校長、助手、他、毎年度900 時間以上の学校勤務者)を対象に、教育者費用所得控除(Educator Expense Deduction)を認めている。これにより、学校教育で要した書籍、用品、補助教材、コンピュータ関連備品等の費用について、連邦所得税から上限250ドルの所得控除が可能である。ここでの「学校(school)」とは、k-12 学年の教育を実施する州法に規定されたものとなっている。

表 ミネソタ・イリノイ・ルイジアナ・インディアナ州の教育費税控除(k-12 学年)と ホームスクーリング

州名	税控除開始年	控除対象費目	控除の 法的根拠	HS 制度化年と 法的根拠	HS 家庭 への控除 適用年	控除の利用状況など
ミネソタ	1997 年		290.0674	1987年 Minnesota Statutes 120 A.22 120 B.36 home school は nonpublic school	1987 年 所得控除 1997 年 税額控除	①所得控除は、子ども一人当たりk-6が1,625ドル上限、7-12が2,500ドル上限利用件数 224,716件平均控除額1,157ドル②税額控除は、世帯年収37500+次子以降の子ども数×2000ドル超は適用外、33500ドル以下で、費用の75%、子ども一人当たり1,000ドル上限利用件数 57,331件平均控除額 273ドル(2011年度)
イリノイ	1999 年 税額控除	代,実験・諸 活動費用(た だし,交通費	pile Statutes 35 ILCS 5/201	1950年	1999 年	一世帯 500 ドル上限 250 ドルを超えた分の 25 %まで 利用件数 293,509 件 平均控除額 277 ドル (2011 年度)
ルイジアナ	2009 年 所得控除	代,教科書代, 教材費,学用 品,他学校か		1984年 Louisiana Revised Statutes 17:236 home school は (1) private school (2) home study program	2009年	子ども一人当たり 5,000 ドル上限 利用件数 106,549 件 平均控除額 4,060 ドル (2013 年度)
インディアナ		授業料,学校 諸経費,教科 書代、教材費, 学用品,PC ソフトウエア (PC 不可)		Ind.Code Ann. § 20-33-2-4 (2) 1904 年 ピーターマン判決 (State v. Peterman) home school は another school	2011年	子ども一人当たり 1,000 ドル上限(公立学校在籍 者は対象外) 利用件数 51,018 件 平均控除額 1,732 ドル (2011 年度)

(出典) Friedman Foundation for Educational Choice, *The ABCs of School Choice, 2014 Edition*. HSLDA, "Home Schooling in the United States: Legal Analysis 2013–2014, 2014–2015 Edition," を参考に作成。 § 62. Adjusted gross income defined (調整後総所得の定義)

(a) General rule

- (2) Certain trade and business deductions of employees

(d) Definition; special rules

(1) Eligible educator (要件を満たす教育者)

あるいは補助者である者を指す。

- (A) In general. For purposes of subsection (a)(2)(D), the term "eligible educator" means, with respect to any taxable year, an individual who is a kindergarten through grade 12 teacher, instructor, counselor, principal, or aide in a school for at least 900 hours during a school year.

 「要件を満たす教育者」は、納税年度において、学校で一学年 900 時間以上就労する幼稚園から第 12 学年を担当する教師、講師、カウンセラー、校長、
- (B) School. The term <u>"school" means any school which provides elementary</u> education or secondary education (kindergarten through grade 12), as determined under State law.

「学校」とは、州法に規定された初等教育あるいは中等教育(幼稚園から第 12 学年)を提供する学校を指す。

HSLDA はこれを根拠に内国歳入庁(IRS)にホームスクーリング実施家庭への適用を確認したが否定され⁽²²⁾,確定申告の説明書には,同控除の「対象費用には,ホームスクーリングの費用は含まない(Qualified expenses do not include expenses for home schooling)」ことが明記されている⁽²³⁾。前述の 4 州のみならず,他州の homeschool 規定によっては,論理的に IRS の対応は矛盾を来す恐れが生じる。同控除は,導入当初に時限付きで実施さ

れ (2002-2005 年度分), 繰り返し延長措置を受けている。HSLDA はそれ以上の連邦政府への直接的な働きかけをせず、連邦議会へのロビー活動に転じている。

HSLDA の支援を受けて、毎年のように、連邦議会では上院、下院に上記 4 州に類似した 連邦所得税の控除を導入する法案が、デイヴィッド・ヴィター(David B. Vitter 連邦上院 議員 ルイジアナ州選出)、トム・コール(Tom Cole 連邦下院議員 オクラホマ州選出)、ロン・ポール(Ron Paul 連邦下院議員 テキサス州選出)など、主に共和党議員から提出 されているが、成立したものはない⁽²⁴⁾。

2011年1月5日にNYタイムズがウェブページ上で主宰した討論, "Do Home Schoolers Deserve a Tax Break?" (「ホームスクーラーは優遇税制を受け得るか?」) では、チェスター・フィン Jr. (Chester E. Finn, Jr.) などが、近時の「バーチャルチャータースクール (virtual charter school) はホームスクールと大差なし」とし、にもかかわらず「前者は公金で十分に保全され、後者は全て保護者が負担し、低所得層は貧困ゆえにそういった(インターネット利用の)教育の機会を得られないのは公平ではない」と断じている (25) 。確かに、自宅にいて、公金により無償で PC とインターネットが提供され、そこでオンラインの教材を利用して学習するというのであれば、同様の環境を私費で整えているホームスクーリングは経済的には割に合わない。実際に、近年のペンシルバニア州でのホームスクーリング家庭の減少は、これらバーチャルチャータースクールの選択、ないしはそれへの切替えが理由との指摘もある (26) 。

おわりに

レイはホームスクーリング家庭の多くは、5割以上の保護者が学士号以上の学歴を有する中高所得層で、年間所得が10万ドル以上の層が28%超である一方、3万ドル未満の層も少なからず存在し、年間子ども一人当たりの教育支出は6.4%の家庭が2,000ドル以上であっても5割以上は600ドル未満という調査結果を示している⁽²⁷⁾。教育選択の自由が着実に保障されながら、ホームスクーリング家庭間の所得格差による教育機会の不平等が放置される危険性は否めない。さらに、学校教員とは違い、ホームスクーリングを選択する保護者に学歴や教育歴等の資格要件は、全州で特に課していない。したがって、子ども達の学習内容や教育の質が著しく異なるのは当然である。

連邦政府の教育者費用所得控除は、標準的な学校教育従事者を想定したものであるから、保護者にそれに準じる資格と労働が認められなければ HSLDA の主張が実現する可能性は難しいといえる。そもそもそうなれば、各家庭の自由な教育に制限が課せられることになる。インディアナ州の控除を受けるための諸条件を見てもその傾向はうかがえる。

近年、全米共通教育水準として作成された「各州共通基礎スタンダード」(CCSS: Common Core State Standards) を多くの州が採用し、2014年度からそれに沿って編成された

州教育課程に従って学校教育が進められている⁽²⁸⁾。ホームスクーリングを受けて子ども達が大学進学を希望する場合,一般にはアメリカ教育協議会や各州のハイスクール等修了程度学力認定試験(GED: General Educational Development, General Education Diploma 表記は複数)や大学入学に関わる各種適性試験を受験する。これらの試験は同スタンダードを考慮した内容に変更される,あるいは大きく影響を受けることが予測されている⁽²⁹⁾。保護者が子ども達の進路の可能性を拡げようと配慮するなら,州や連邦政府の編成したカリキュラムを意識したホームスクーリングが求められる。また,教育費用について公的経済支援を利用しようとすれば,州政府に捕捉され,やはり指導内容や方法に制約を受ける。アメリカ合衆国の教育選択の自由は,その行使に当たって極めて慎重な判断を要しつつある。

〈註〉

- (1) John C. Holt, *How Children Fail* (New York: Pitman Publishing Co., 1964). 邦訳は,大沼 安史訳『教室の戦略』―光社,1987年.
- (2) 本図愛実「第6章 ホームスクールによる学校教育への問題提起」現代アメリカ教育研究会編『学校と社会との連携を求めるアメリカの挑戦』教育開発研究所,1995年,M. Maybery, J. G. Knowles, B. D. Ray, S. Marlow, Home Schooling: Parents as Educators (Thousand Oaks, CA: Corwin Press, Inc., 1995). 邦訳は、秦 明夫・山田達雄監訳『ホームスクールの時代』東信堂,1997年.
- (3) Milton Gaither, *Homeschool: An American History* (New York: Palgrave Macmillan, 2008), pp. 117–152.
- (4) Scott W. Somerville, *The Politics of Survival: Home Schoolers and the Law* (Purcellville VA: HSLDA, 2001), p. 5. 〈http://www.hslda.org/docs/nche/000010/politicsofsurvival.asp〉 (2011 年 5 月 10 日閲覧)
- (5) S. Grady, S. Bielick, S. Aud, *Trends in the Use of School Choice: 1993 to 2007*, Statistical Analysis Report, U.S. Dept. of Education, April 2010. 〈http://www.nces.ed.gov/pubs2010/2010004.pdf〉(2011年2月10日閲覧)
 - U.S. Dept. of Education, "Homeschooling Fast Facts." 〈https://nces.ed.gov/fastfacts/display.asp?id=91〉(2015年12月10日閲覧)
- (6) Brian Ray, Strengths of Their Own: Home Schoolers Across America (Salem OR: National Home Education Research Institute, 1999), Gaither, op. cit., pp. 201–203.
- (7) Office of Non-Public Education, U.S. Dept. of Education, "Statistics about Non Public Education in the United States." 〈http://www 2.ed.gov/about/offices/list/oii/nonpublic/statistics.html〉(2014年9月1日閲覧)
- (8) Brian Ray, 2.04 Million Homeschool Students in the United States in 2010, National Home Education Research Institute Report, Jan. 2011. 〈http://www.nheri.org/HomeschoolPopula tionReport2010.pdf〉(2011 年 3 月 5 日閲覧)
- (9) *Ibid*.
- (10) U.S. Dept. of Education, "Revenue and Expenditure for Public Elementary and Secondary School Districts: 2011-12,"〈http://nces.ed.gov/pubs2014/2014303.pdf〉(2015 年 9 月 7 日閲覧)
- (11) Ray, op. cit.
- (12) Nina Manzi, "Income Tax Deduction and Credits for Public and Nonpublic Education in

Minnesota," Information Brief, Research Dept. Minnesota House of Representatives, 2011. 〈http://www.house.leg.state.mn.us/hrd/pubs/educcred.pdf〉(2013年1月2日閲覧)

Minnesota Dept. of Revenue, "Qualifying Home School Expenses for K-12 Education Subtraction and Credit." 〈http://www.revenue.state.mn.us/individuals/individ_income/factsheets/fact_sheets_fs 8 a.pdf〉(2014 年 12 月 5 日閲覧)

- (13) レビセン判決(People v. Levisen, 404 Ⅲ. 574, 90 N.E.2 d 213 (1950))は、1950 年にイリノイ州最高裁判所がホームスクーリングを州法の私立学校に相当すると認めた判決。セブンスデーアドベンティスト教会(Seventh-Day Adventist)に所属する保護者かつ牧師が、公立学校では子どもが競争的環境に置かれ争い好きの性向を醸成し、教義に反する教育がなされるとして、自身の7歳の娘の公立学校就学を拒否し、自宅での教育を行ったのに対し、州法が保護者に課す就学義務規定(Ⅲ. Rev. Stat. 1947, Chap. 122, Sec. 26-1)違反が問われて裁判となった。州最高裁は、同州法規定は就学を求めてはいるが、その目的は、「すべての子どもが教育されなければならないというものであって、特定の方法や場所により教育されなければならないとしているのではない(all children shall be educated, not that they shall be educated in any particular manner or place)」と述べ、保護者の行為が州法違反に当たらないと判決を下した。また、私立学校(private school)は、「若者に与えられる教育の場所、……一定数の人間が教育される場所だが、学校かどうかは決まっているものではない(the number of persons being taught does not determine whether a place is a school)」とした。
- (14) Illinois Dept. of Revenue, "Publication 119: Education Expense Credit General Rules and Requirements for Home Schools." 〈http://tax.illinois.gov/Publications/Pubs/Pub-119. pdf〉(2014年9月1日閲覧)
- (15) Friedman Foundation for Educational Choice, *The ABCs of School Choice*, 2009-2010 Edition, pp. 33-34. 〈http://www.edchoice.org/CMSModules/EdChoice/FileLibrary/394/A BCs_2008-9.pdf〉(2011. 4. 20 閲覧)
- (16) Minnesota Dept. of Revenue, op. cit.
- (17) The Louisiana Dept. of Revenue, "School Expense Deduction." 〈http://www.revenue. louisiana.gov/IndividualIncomeTax/SchoolExpenseDeduction〉(2014年9月1日閲覧)
- (18) ピーターマン判決(State v. Peterman, 32 Ind. App. 665, 70 N.E. 550 (1904))は、州控訴裁判所が「我々は一定数の人間が、それが一人であれ多くであれ、教育を与える場が学校とは限らないと考える(We do not think that the number of persons, whether one or many, makes a place where instruction is imparted any less or any more a school.)」として、ホームスクーリングを認めたもの。さらに、インディアナ州の就学義務規定は、子どもに教育をしない保護者に課せられるもので、手許で公立学校と同等の教育の機会と手段を配慮する保護者には課せられないことを強調した。
- (19) Indiana Dept. of Revenue, IT-40 Full-Year Resident Individual Income Tax Booklet, 2012, p. 23. 〈http://www.doe.in.gov/sites/default/files/accreditation/private-school-deduction-in structions.pdf # search = 'indiana + + private + school%2Fhome + school + deduction + 626'〉 (2014 年 9 月 1 日閲覧)

Friedman Foundation, "Educational Choice." 〈http://www.edchoice.org/school-choice/programs/indiana-private-schoolhomeschool-deduction/〉(2015年9月10日閲覧)

- (20) Frank Kemerer, "State Constitutions and School Vouchers," West's Education Law Reporter, Vol. 120, 1997, pp. 1–42.
- (21) 拙稿「アメリカ合衆国の州憲法にみる政教分離原則と学校選択制」『児童学研究』第6号, 2004年, pp.9-13.

拙稿「イリノイ州における教育行財政改革の動向」『児童学研究』第7号, 2005年, pp. 27-32.

- (22) Rose M. Marsh, Alison A. Carr-Chellman, and Beth R. Scockman, "Secting Silicon: Why Parents Chooses Cyberharter Schools," *Tech Trends*, Vol. 53, No. 4, July/August 2009, pp. 32–36.
- (23) IRS, 1040A Form Instructions 2010. 〈http://www.irs.gov/pub/irs-pdf/i1040 a.pdf〉 (2011年3月20日閲覧)
- (24) HSLDA, "Education Tax Credits," Feb. 26, 2013. 〈http://www.hslda.org/docs/nche/000010/200504150.asp〉(2014年8月5日閲覧)
 - HSLDA, "HSLDA and Federal Legislation." 〈http://www.hslda.org/legislation/nation al/〉(2014年8月5日閲覧)
- (25) "Do Home Schoolers Deserve a Tax Break?" Room for Debate, *New York Times*, Jan. 4, 2011. 〈http://www.nytimes.com/roomfordebate/2011/01/04/do-home-schoolers-deserve-atax-break〉(2011年5月20日閲覧)
- (26) Milton Gather, "Home Schooling goes Mainstream," *Education Next*, Winter 2009, Vol. 9, No. 1. 〈http://educationnext.org/home-schooling-goes-mainstream/〉(2015 年 1 月 10 日閲覧)
- (27) Brian Ray, "Academic Achievement and Demographic Traits of Homeschool Students: A Nationwide Study," *Academic Leadership*, Vol. 8, Winter 2010. Online Journal. 〈http://www.academicleadership.org/article/Academic_Achievement_and_Demographic_Traits_of_Homeschool_Students_A_Nationwide_Study〉(2011年2月11日閲覧)
- (28) COMMON CORE STATE STANDARDS INNITIATIVE 2015, "Development Process." (http://www.corestandards.org/) (2015年9月9日閲覧)
- (29) 全米レベルの試験としては、アメリカ教育協議会の GED testing service がある。詳しくは、 下記の URL を参照。
 - 〈http://www.gedtestingservice.com/ged-testing-service〉(2015年9月10日)
- *本論文は、平成 23-25 年度日本学術振興会科学研究費補助金 (挑戦的萌芽研究)「義務教育≠就学 義務のシステムが保障する無償の範囲に関する研究」(研究代表者 西村史子)の研究成果の一部 である。

Recent Trends in Homeschooling and State Education Tax Breaks in the U.S.A.

Fumiko Nishimura

The purpose of this study is to make it clear how homeschoolers can get the financial assistance from the government in the U.S., focusing on the state tax deduction and tax credit. Only in four states, Minnesota, Illinoi, Louisiana and Indiana, the home schooling families are benefited from the income tax breaks for their education expenses. These states have a couple of characteristics in common. The first is the state church separation clause does not have the sentences to prohibit the tax allowance for the education expenses. The second is 'homeschool' is defined as private school in the state laws. Finally the federal supreme court decisions have tended to support the state financial aid policies such as school vouchers to the k-12 students who choose private or sectarian schools. Based on these cases, there occurs possibilities for the parents who homeschool their children, to get the federal income tax deduction, one of which is known as "Educator Expense Deduction" in the IRC. The teachers working for the public or private schools certified by the states have been eligible for this deduction since 2002. Although the HSLDA has lobbied in the Congress and the Senate, the federal government never admits the homeschoolers can get it.